

施策評価シート (平成23 年度の振り返り、総括)

作成日 平成24年 07月 20日

施策 No.	3	施策名	バリアフリーのまちづくり
主管課名	建設課	電話番号	0285-83-8150
関係課名	都市計画課、区画整理課、水道課、下水道課、福祉課、商工観光課、企画課、長田区画整理指導室		

施策の対象	・建物及び道路・市民及び訪問者								
対象指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度見込
建物数(公共施設数)	箇所				35	35	35	35	35
人口	人				83,392	82,997	82,584	82,136	85,500

施策の意図	・施設を不自由や不具合なく利用できるようバリアフリー化し、高齢者や障がいのある方を含むすべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちを利用する際に不自由や不具合を感じている市民の割合は市民意向調査による。 ・市の公共施設は、市役所庁舎、図書館、市民会館(2館)、公民館(7館)、体育館(6館)、福祉センター、保健センター、駅舎(6駅)、青年女性会館 情報センター、井頭温泉、チャットパレス、スポーツ交流館、木綿会館、農産物販売交流施設、二宮コミュニティセンター、野外活動センター、道の駅にのみやの35施設。 ・市内の公園は83箇所、公衆トイレは112箇所である。 ・バリアフリーの定義：エレベーター、エスカレーター、自動ドア、多機能トイレ、手すり、段差の解消、点字案内、絵文字等。 								
成果指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度基本計画目標値
道路を利用する際に不自由や不具合を感じている人の割合	%				43.7	42.6	44.1	40.0	42.0
公園を利用する際に不自由や不具合を感じている人の割合	%				29.2	29.8	27.9	24.4	27.0
建物を利用する際に不自由や不具合を感じている人の割合	%				38.9	38.1	33.8	32.9	37.0
交通機関を利用する際に不自由や不具合を感じている人の割合	%				46.4	46.2	43.8	42.8	44.0
民間施設を利用する際に不自由や不具合を感じている人の割合	%				36.6	34.4	34.1	31.9	35.0
バリアフリー化の公共施設の割合	%				28.6	31.4	31.4	31.4	34.3
バリアフリー化の公園数	箇所				31	33	33	34	38
バリアフリー化の公衆トイレ数	箇所				7	7	7	7	8

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・民間の役割：所有する施設のバリアフリー化を促進する。 ・行政の役割：公共施設のバリアフリー化の促進と、民間施設所有者にバリアフリー化の必要性及び重要性を啓発し、促進してもらう。 								
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>23年度の 評価結果</p>	<p>1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）</p>
	<p>(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査5項目では不自由や不具合を感じている人の割合は減少している。 ・平成21年10月に公民館二宮分館が二宮コミュニティセンター内に移転したため、バリアフリー施設は11となった。 ・平成23年にバリアフリー化された大沼公園が完成し、公園数は34箇所となった。 <p>(2) 近隣他市との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化の割合は宇都宮市：60.6%、佐野市：28%である。（いずれも22年度数値、他市は不明） <p>(3) 住民期待水準との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査では、道路や交通機関を利用する際に不自由や不具合を感じている市民の割合が高く、公園の割合は低い結果となった。 ・道路を利用する際に不自由や不具合を感じる割合が高いのは、歩道の未整備や歩道の段差が多いことが原因と思われる。 ・交通機関を利用する際に不自由や不具合を感じる割合が高いのは、列車やバスの乗り降りの際の段差が原因と思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年に栃木県ひとにやさしいまちづくり条例が施行され、公共的施設はバリアフリー化の届出が義務化になった。 ・平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」バリアフリー新法が施行となり、従来対象としていた施設に路外駐車場や都市公園等が追加された。
	<p>2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括</p>
	<p>平成23年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわり園にスロープ、手すり、多目的トイレを設置した。 ・真岡中学校体育館にスロープと手すりを設置した。 ・山前中学校体育館にスロープと手すりを設置した。 ・バリアフリー化した大沼公園を整備した。 <p>電線地中化実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道つくば真岡線（田町橋周辺）340m、 ・県道石末真岡線（寿町交差点から真岡鐵道踏切）907m、 ・主要地方道真岡上三川線（日新エネルギー前から寿町交差点）1,553m、 ・主要地方道真岡那須烏山線（荒町交差点付近から大前神社手前）685m、 ・県道西小埜真岡線（寿町交差点から東電前）308m 合計3,792m

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・ 既設公共施設のバリアフリー化を図る。
- ・ 既設施設の改修に合わせてバリアフリー化を実施する。
- ・ 新設公共施設については、バリアフリー化を前提に整備を進める。
- ・ 主要地方道宇都宮真岡線及び真岡那須烏山線の電線地中化による歩道のフラット化の促進。

23年度の
評価結果

補足事項